兵庫県公報

平成29年10月10日 火曜日 第 2942 号

役員の区分

監 事 就任役員

発 行 人 県 庫 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、

その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次 示 小 告 ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 4 労働委員会公告 ○ 平成29年9月20日付け兵庫県公報号外中 告 示 兵庫県告示第891号 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があ った。 平成29年10月10日 兵庫県知事 井 戸 敏 三 波々伯部北土地改良区 退任役員 役員の区分 氏 名 住 所 監 事 波 部 徹 篠山市井ノ上8番地1 船城土地改良区 退任役員 役員の区分 氏 名 住 所 理 事 善 積 將 男 丹波市春日町長王273番地 兵庫県告示第892号 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。 平成29年10月10日 兵庫県知事 井 戸 敏 三 清水新田土地改良区 退任役員

所

明石市魚住町清水2575番地の5

氏

荻 野

稔

役員の区分 監 事	氏 鈴 木	名 清	住 所 明石市魚住町清水2045番地の1
血	〒 1 √ -	117	込た日 山ツ(下に) 1月27/27 10 日 5년- 2 1
退任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理事	山本	^µ —	丹波市氷上町新郷762番地
日	泉	芳 卓	同 市氷上町新郷984番地 1
同	細見	<i>カ</i> 早 豊	同 市氷上町新郷1680番地
同	泉	博行	同 市氷上町新郷1334番地
同	岸田	政 和	同 市氷上町新郷1646番地
同	р Д	喜春	同 市氷上町本郷402番地
同	宮崎	照 夫	同 市氷上町稲畑679番地
同	足立	直久	同 市氷上町稲畑364番地
同	足立	正和	同 市氷上町稲畑25番地
同	村山	т ти Е	同 市氷上町佐野427番地
同	鈴木	泰造	同 市氷上町佐野598番地
同	谷 口	正 規	同 市氷上町油利310番地
同	尾花	章 吾	同 市氷上町油利241番地
同	廣 瀬	富雄	同 市氷上町朝阪224番地
同	打田	諭 志	同 市氷上町朝阪904番地
司	山本	雅彦	同 市氷上町油利1116番地20
司	前田	壽 春	同 市氷上町小野611番地1
同	山本	定夫	同 市氷上町油利104番地2
同	林	弘敏	同 市山南町応地232番地
監事	安田	正彦	同 市氷上町新郷693番地 2
同	福井	博往	同 市氷上町稲畑239番地
同	桑村	穆知	同 市氷上町油利292番地
同	打 田	哲夫	同 市氷上町朝阪950番地
同	梅津	昭三	同 市氷上町小野625番地 1
就任役員	,,,,	_	,, ,,, = ,,,, = =
役員の区分	氏	名	住所
理事	山本	<u> </u>	丹波市氷上町新郷762番地
同	赤井	一夫	同 市氷上町新郷1627番地1
同	廣瀨	浩 之	同 市氷上町新郷774番地
同	上嶋	康彦	同 市氷上町本郷163番地
同	宮崎	照夫	同 市氷上町稲畑679番地
同	足立	正和	同 市氷上町稲畑25番地
同	鈴木	泰造	同 市氷上町佐野598番地
同	森口	茂	同 市氷上町油利303番地
同	廣瀬	俊 雄	同 市氷上町朝阪137番地
同	山 本	義 一	同 市氷上町油利104番地7
同	梅津	節 雄	同 市氷上町小野622番地
同	林	弘敏	同 市山南町応地232番地
監事	小 玉	健 一	同 市氷上町新郷1244番地1
同	谷 口	由紀雄	同 市氷上町油利38番地

兵庫県告示第893号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
手中池土地改良区	平成29年8月18日

兵庫県告示第894号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第45条第4項の規定により、三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合の解散を認可した。

^^^^^

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第895号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29但馬位置 0002号	29. 9. 27	豊岡市野田字河原田43番の一部 同 市六地蔵字桜町247番1の一部、248番1 の一部	5. 00 5. 00	70. 03 10. 55
第H29但馬位置 0006号	29. 9. 27	豊岡市八社宮字花貫419番2の一部	6. 00	39. 00

公告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第466号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

河内 C II (121000037) の項中別図65、山田 B II (121000042) の項中別図70を次の図面のとおり改める。 (「次の図面」は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月19日(木)から同年11月2日(木)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

(3) 提出期限

平成29年11月2日(木)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月28日(木)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

^^^^

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
河内 I (121000034)	加西市河内町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
河内BII (121000036)	加西市河内町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
河内CII (121000037)	加西市河内町 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
河内DII (121000038)	加西市河内町 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
河内EII (121000039)	加西市河内町 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
河内FII (121000040)	加西市河内町 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
和泉 II (121000041)	加西市和泉町 (別図7のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山田BII (121000042)	加西市山田町 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
馬渡谷II (121000043)	加西市山田町 (別図9のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
国正CII (121000045)	加西市国正町 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
国正AII (121000046)	加西市国正町 (別図11のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小印南Ⅱ (121000048)	加西市小印南町(別図12のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
河内(1) Ⅲ (121000050)	加西市河内町 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

河内(2) Ⅲ (121000051)	加西市河内町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
河内(3) Ⅲ (121000052)	加西市河内町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
河内(4) III (121000053)	加西市河内町 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
河内(5) III (121000054)	加西市河内町 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
国正(1) III (121000055)	加西市国正町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
国正(2)Ⅲ (121000056)	加西市国正町 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
国正(3) III (121000057)	加西市国正町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
河内(6) III (121000058)	加西市河内町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
河内(7) III (121000059)	加西市河内町(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
殿原(1) I (121000103)	加西市殿原町(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
殿原(2) I (121000104)	加西市殿原町(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
笹倉(1) I (121000105)	加西市笹倉町(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
殿原(3) I (121000107)	加西市殿原町(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
上芥田D II (121000109)	加西市上芥田町 (別図27のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上芥田EⅡ (121000110)	加西市上芥田町 (別図28のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
上芥田AⅡ (121000111)	加西市上芥田町 (別図29のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上芥田BⅡ (121000112)	加西市上芥田町 (別図30のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
上芥田FⅡ (121000113)	加西市上芥田町 (別図31のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
上芥田G II (121000114)	加西市上芥田町 (別図32のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上芥田 I II (121000116)	加西市上芥田町 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

下芥田AII (121000117)	加西市下芥田町 (別図34のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
下芥田B II (121000118)	加西市下芥田町 (別図35のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
佐谷C II (121000119)	加西市佐谷町(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
佐谷AII (121000120)	加西市佐谷町 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
佐谷B II (121000121)	加西市佐谷町 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
別所 II (121000122)	加西市別所町(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
鴨谷 II (121000123)	加西市鴨谷町 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
下芥田C II (121000125)	加西市下芥田町 (別図41のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
笹倉(1)(2) II (121000126)	加西市笹倉町(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
普光寺川右一 I (221000031)	加西市河内町 (別図43のとおり)	土石流	別図43のとおり
芥田川右二 I (221000067)	加西市上芥田町 (別図44のと おり)	土石流	別図44のとおり
芥田川左一 I (221000071)	加西市上芥田町 (別図45のと おり)	土石流	別図45のとおり

(別図1から別図45までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月19日(木)から同年11月2日(木)まで

- 3 指定の案の閲覧場所
 - 兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課 〒673-1431 加東市社字西柿1075—2

⑶ 提出期限

平成29年11月2日(木)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月28日(木)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

^^^^^

了した。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 加東市上滝野字林垣内312番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 三木市別所町興治373番地 株式会社MAC経営 代表取締役 小 藤 貴 雅
- 3 許可年月日及び許可番号平成29年6月23日兵庫県指令北播(加土)(建)第1-7号(29加東)

労働委員会公告

兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、平成29年9月26日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、 閲歴等を次のとおり公告する。

平成29年10月10日

兵庫県労働委員会 会長 滝 澤 功 治

氏	名	閲歷	委嘱年月日
大内	伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
大原	義弘	兵庫県労働委員会公益委員 前兵庫県土地開発公社常任監事	平成29年9月26日
関根	由紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
滝澤	功治	兵庫県労働委員会公益委員(会長) 弁護士	平成9年7月2日
塚本	隆文	兵庫県労働委員会公益委員 元兵庫県代表監査委員	平成27年9月8日
正木	靖 子	兵庫県労働委員会公益委員(会長代理) 弁護士	平成13年7月9日
米田	耕士	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成19年8月2日
奥村	比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長	平成27年9月8日
尾野	哲男	兵庫県労働委員会労働者委員 オークラ輸送機労働組合組合長	平成29年9月26日
熊野	隆夫	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25年8月27日
曽 我	; 一 樹	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成27年2月5日

那	須		健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23年8月18日
服	部	圭	司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25年8月27日
福	永		明	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成23年8月18日
河	野	忠	友	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
草	薙	信	久	兵庫県労働委員会使用者委員 一般財団法人ひょうご憩の宿理事長	平成23年8月18日
佐	野	喜	之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社顧問	平成19年8月2日
坪	田	_	夫	兵庫県労働委員会使用者委員 神姫バス株式会社常務取締役	平成29年9月26日
村	元	四	郎	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社村元工作所特別顧問	平成21年8月3日
吉	田	達	樹	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社神戸製鋼所顧問	平成25年8月27日
和	田	直	哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社代表取締役社長	平成25年8月27日
小	南	秀	夫	前兵庫県労働委員会公益委員	平成25年8月27日
切	山	義	行	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成24年9月20日
松	下	秀	明	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成23年8月18日
和	田		要	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成15年7月22日
丸	山	善	幸	兵庫県労働委員会事務局長	平成27年4月9日
黒	Ш		朗	兵庫県労働委員会事務局次長兼総務調整課長	平成27年4月9日
四	方	弘	道	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成29年4月13日

正誤

○平成29年9月20日付け(兵庫県公報号外) (平成29年兵庫県地価調査に係る基準地の標準価格)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
119	下から 5	(2) ガス事業法(昭和29年法律第5号)による一般ガス事業又は簡易ガス事業によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によって、これらのガス事業からガス供給が可能な場合には「ガス」と表示した。	(2) ガス事業法(昭和29年法律第5号)により、ガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。